

三朝町温泉配湯条例施行規則

三朝町温泉使用規則（昭和53年三朝町規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、三朝町温泉配湯条例（平成23年三朝町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（老人福祉施設）

第2条 条例第5条第6号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- （1）老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター
- （2）老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設
- （3）老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- （4）老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- （5）老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- （6）介護保険法（平成9年法律123号）第8条第17項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点
- （7）介護保険法第8条第18項に規定する共同生活を営むべき住居
- （8）介護保険法第8条の2第16項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点
- （9）介護保険法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居

（配湯の許可申請）

第3条 条例第6条第1項の規則で定める申請書は、温泉配湯許可申請書（様式第1号）によるものとする。

（配湯の許可等の通知）

第4条 条例第6条第4項の規則で定める文書は、温泉配湯（変更）許可書（様式第2号）又は温泉配湯（変更）不許可通知書（様式第3号）によるものとする。

（許可事項の変更許可申請）

第5条 条例第6条第5項の変更の許可に係る申請は、温泉配湯変更許可申請書（様式第4号）により行うものとする。

（許可事項の変更の届出）

第6条 条例第6条第6項の変更の届出は、温泉配湯許可事項変更届（様式第5号）により行うものとする。

（給湯装置の異状の届出）

第7条 条例第10条第5項の届出は、給湯装置異状届（様式第6号）により行うものとする。

(計量器の規格)

第8条 条例第11条第1項の町が指定する計量器は、口径が20ミリメートルのものとする。

ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用料金の減免)

第9条 条例第16条の特別な理由があると認めるときは、条例第18条の配湯の制限（対象施設に帰属する給湯装置の故障により生じたものを除く。）を受けたときとし、減免の範囲は、次に定めるところによる。

(1) 配湯の制限を受けた期間がその月において、16日以上の場合 基本料金の全額

(2) 配湯の制限を受けた期間がその月において、16日未満の場合 基本料金の2分の1の額

(配湯の中止又は廃止の届出)

第10条 条例第19条の配湯の中止又は廃止の届出は、温泉配湯中止（廃止）届（様式第7号）により行うものとする。

(個人で利用する入湯用以外の用途に係る許可)

第11条 条例第25条第1号の許可に係る申請は、個人で利用する入湯用以外の用途利用許可申請書（様式第8号）によるものとする。

2 町長は、前項の規定により申請書が提出されたときは、当該申請者が三朝温泉の観光振興のために利用されるものであると認めるものに限り、許可をすることができる。

3 前項の規定により許可をする場合にあっては個人で利用する入湯用以外の用途利用許可書（様式第9号）により、許可をしない場合にあっては個人で利用する入湯用以外の用途利用不許可通知書（様式第10号）により行うものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表 面）

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

温泉配湯許可申請書

次のとおり温泉の配湯の許可を受けたいので、三朝町温泉配湯条例第 6 条第 1 項の規定により申請します。

配湯を受けようとする施設の名称	
配湯を受けようとする施設の住所（所在地）	
代表者又は管理者	
配湯の目的	入湯用 ・ 医療用 ・ 飲用
施設の浴槽又は飲泉の数	
施設の浴槽又は飲泉の位置	
施設の浴槽の容量	
希望する配湯湯量	毎月 m ³
配湯を受けようとする日	年 月 日

添付書類

- （1） 平面図・構造図・配管図・給湯装置の仕様及び規格、配湯湯量の算定根拠
- （2） その他町長が必要と認める書類

(裏 面)

- 三朝町温泉配湯条例及び三朝町温泉配湯条例施行規則の規定を遵守すること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- 暴力団員であるか否かを確認するための照会が鳥取県倉吉警察署に対してなされることに同意すること。

上記のとおり、相違ないことを誓約します。

申請者 住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

注 該当する□にレ印を記入すること。

様

三朝町長

温泉配湯（変更）許可書

年 月 日付けで申請のあった温泉の配湯については、次のとおり許可する。

配湯する温泉のゆう出地	東伯郡三朝町大字山田 (町有 1 号・4 号・6 号混合泉)
配湯を許可する施設の名称	
配湯を許可する施設の住所（所在地）	
代表者又は管理者	
配湯の目的	入湯用 ・ 医療用 ・ 飲用
施設の浴槽又は飲泉の数	
施設の浴槽又は飲泉の位置	
施設の浴槽の容量	
配湯湯量	毎月 m ³
配湯を開始する日	年 月 日
その他の許可条件	

備考

- 1 温泉法（昭和 23 年法律 125 号）第 15 条第 1 項に規定する温泉の利用の許可を受けたときは、その許可書の写しを提出すること。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

三朝町長

温泉配湯（変更）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった温泉の配湯については、次の理由により許可しないこととしたので通知します。

許可をしないこととした理由	
---------------	--

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

温泉配湯変更許可申請書

年 月 日付第 号で許可のあつた温泉の配湯の許可に係る事項を変更したいので申請します。

変更前	変更後

添付書類 町長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

三朝町長 様

届出者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

温泉配湯許可事項変更届

年 月 日付第 号で許可のあつた温泉の配湯に係る事項を変更したいので、
三朝町温泉配湯条例第 6 条第 6 項の規定により届け出ます。

変更前	変更後

添付書類 上記の変更の内容が確認できる書類

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

三朝町長 様

届出者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

給湯装置異状届

給湯装置について異状が生じたので、三朝町温泉配湯条例第 10 条第 5 項の規定により届け出ます。

異状の内容	
対処の方法	
修繕等の予定年月日	

添付書類

- （1） 修繕箇所及び修繕方法等の内容が確認できる書類
- （2） 前号のほか、町長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

三朝町長 様

届出者 住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

温泉配湯中止（廃止）届

年 月 日付第 号で許可のあった温泉の配湯の中止（廃止）について、三朝町温泉配湯条例第19条の規定により届け出ます。

配湯を受けている施設の名称	
配湯を受けている施設の住所(所在地)	
代表者又は管理者	
配湯の中止（廃止）年月日	
配湯を中止（廃止）する理由	

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住 所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

個人で利用する入湯用以外の用途利用許可申請書

三朝町温泉配湯条例及び三朝町温泉配湯条例施行規則の規定を遵守の上、次のとおり自動小口温泉配湯設備により配湯を受けた温泉を個人で利用する入湯用以外の用途に利用したいので、三朝町温泉配湯条例第 25 条第 1 号の規定により申請します。

配湯を利用しようとする目的	
配湯を利用しようとする期間	
配湯を利用しようとする施設の名称	
配湯を利用しようとする施設の住所（所在地）	
配湯を希望する湯量	

様

三朝町長

個人で利用する入湯用以外の用途利用許可書

年 月 日付けで申請のあった自動小口温泉配湯設備により配湯を受けた温泉を個人で利用する入湯用以外の用途に利用については、次のとおり許可する。

配湯を利用する温泉のゆう出地	東伯郡三朝町大字山田 (町有1号・4号・6号混合泉)
配湯を利用しようとする目的	
配湯を利用しようとする期間	
配湯を利用しようとする施設の名称	
配湯を利用しようとする施設の住所（所在地）	
配湯を希望する湯量	
その他の許可条件	

様式第 10 号（第 11 条関係）

年 月 日

様

三朝町長

個人で利用する入湯用以外の用途利用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった自動小口温泉配湯設備により配湯を受けた温泉を個人で利用する入湯用以外の用途に利用については、次の理由により許可しないこととしたので通知します。

許可をしないこととした理由	
---------------	--